

平成27年第5回東大和市議会建設環境委員会記録

平成27年9月11日（金曜日）

出席委員（7名）

| | | | |
|-----|--------|------|-------|
| 委員長 | 佐竹康彦君 | 副委員長 | 根岸聡彦君 |
| 委員 | 森田真一君 | 委員 | 実川圭子君 |
| 委員 | 関田貢君 | 委員 | 関田正民君 |
| 委員 | 木戸岡秀彦君 | | |

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

議会事務局職員（5名）

| | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 関田新一君 | 事務局次長 | 長島孝夫君 |
| 議事係長 | 尾崎潔君 | 主任 | 櫻井直子君 |
| 主事 | 須藤孝桜君 | | |

出席説明員（3名）

| | | | |
|------|--------|--------|-------|
| 副市長 | 小島昇公君 | 都市建設部長 | 内藤峰雄君 |
| 土木課長 | 寺島由紀夫君 | | |

会議に付した案件

- (1) 座席の変更について
- (2) 委員派遣について
- (3) 第63号議案 市道路線の廃止について
- (4) 所管事務調査
自転車対策について
- (5) 所管事務調査
都市計画道路整備事業の促進について
- (6) 特定事件調査
行政視察について

午前 9時27分 開議

○委員長（佐竹康彦君） ただいまから平成27年第5回東大和市議会建設環境委員会を開会いたします。

○委員長（佐竹康彦君） 初めに、座席の変更についてを議題に供します。

お諮りいたします。

委員の座席を、ただいま御着席のとおり変更したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員長（佐竹康彦君） 次に、委員派遣について、本件を議題に供します。

本日、所管事務調査事項であります自転車対策について、市内の自転車等駐輪場を現地視察いたします。

このため会議規則第96条の規定に基づき、お手元に御配付いたしました派遣承認要求書のとおり、議長に対して委員派遣承認要求をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員長（佐竹康彦君） 次に、第63号議案 市道路線の廃止について、本案を議題に供します。

お諮りいたします。

本案につきましては、これより現地視察を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

それでは、これより市道路線及び市内の自転車等駐車場の現地視察を行います。

〔 現地視察 〕

○委員長（佐竹康彦君） それでは、現地視察により路線の状況を確認いたしましたので、これより審査を行います。

本案につきましては、既に本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第63号議案 市道路線の廃止について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前10時56分 開議

○委員長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（佐竹康彦君） 次に、所管事務調査、自転車対策について、本件を議題に供します。

本件につきましては、先ほど市内の自転車等駐車を視察し、説明を受けました。

質疑、御意見等ございましたら御発言願います。

○委員（木戸岡秀彦君） 先ほど、駐輪場何か所か拝見をさせていただきまして、かなり苦労の後がすごく感じられました。土木課の方のさまざまな苦労だとか、シルバーの方の大変さというのはつくづく感じました。

そこで、何点か確認をさせていただきたい部分があるんですけども、先ほど視察をしました桜街道駅の西側の1番目の駐輪場の前に、以前民間で使用していた駐車場跡地がございます。これに関しては、さまざま市民の方から利用を求める声が上がっておりますけれども、駐車場対策の基本方針に民間事業者による公共自転車駐車場整備の促進と経営環境の改善とありますが、この民間駐車場の状況と今後の可能性というのはいかがでしょうかということであります。

あと、次に先ほど桜街道の1番目の駐輪場に武蔵村山市のシルバーの方がいらっしゃいました。桜街道の2番のほうの駐輪場の方にはシルバーの方は、もういらっしゃらなかつたんですけども、さまざま一応確認しますと、武蔵村山市のシルバーの方は結構延長でかなりいらっしゃるというケースをお聞きしています。しかしながら、東大和のシルバーの方、2番のほうの方がいなくなったと同時に自転車が置き出すというケースがあります。きょう見たところ、シルバーの方もいなくて整理はされていたんですけども、その後の状況について、お聞きしたいと思います。

あと1点なんです、上北台駅の駐輪場なんですけども、これ最後ですね、これマップです、一番最後に、駅前ロータリーに1番の駐輪場があります。その向かい側の1番と5番の中間の上北台駅下の通路なんですけれども、ここは放置禁止になっているとは思うんですけども、実際にスペースがあつて駐車可能だと思うんですけども、これに関して総合計画で自転車等の放置防止対策に関する方針で、放置禁止区域隣接地の区域拡大や路上駐車場が設置可能な部分の指定解除など、放置禁止区域の見直しを図るとありますが、これに関しはいかがなんでしょうか。その点について、質問をさせていただきます。

○土木課長（寺島由紀夫君） 3点ほど御質問をいただきました。

まず1点目が、桜街道の西側の民間の駐輪場の件でございますが、こちらについては以前は駐輪場として民間の方が運営、経営してございましたが、今現在はそのような状況にないということで、撤退ということにな

りましたので、今のところは今後そこを再度また駐輪場という可能性は低いのではないかと考えてられます。

2点目の同じく桜街道の関係で、シルバーの方のその後の状況ということですが、桜街道につきましては、整理委託のほうをやってございまして、市のほうでは6時30分から9時30分まで1人整理委託をつけております。また、武蔵村山市のほうから同じく時間が少し早くて6時から9時で2人つけてございます。そのほかに、桜街道につきましては、駅頭駐輪指導委託ということでございまして、こちらのほうについては、自転車等駐車場以外に放置しないように指導するという。また、放置自転車に注意札をつけるというようなこと。また、駐輪場から自転車を取り出す手伝いを可能な範囲で行うということで、こちらのほうは武蔵村山市のほうから7時から10時で1人、また13時から16時で1人ということで対応しているような状況でございます。

3点目の上北台の駅の関係でございますが、先ほどの図面の中の①番と⑤番の間の区域については、駐輪場がとめられるような状況になってございませんで、放置自転車の撤去の区域になってございます。こちらにつきましては、今後自転車の対策として今検討している中で、今後放置自転車の拡大ということで、これ以上にもう少し範囲を広げて、より放置がなくなるような対策をとっていきたいというようなことで考えてございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

もう一つ、1点気になったのが、先ほどの桜街道駅西側の民間で使用していた駐輪場跡地なんですけども、これは市民の方からの要望等が土木課のほうには入っておりませんか。

○土木課長（寺島由紀夫君） ここ数年、そのようなこちらをもう一度復活してほしいとか、使用させてほしいというような、そういうような連絡は入ってございません。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。何点か、そういう御意見を伺ったものですから、あと今懸念しているのは、シルバーの方がいなくなると、いなくなった途端に自転車をとめ出すという傾向があったものですから、その点がちょっと心配で、きょう行ったら本当にきれいになっていたのも、驚いたんですけども、常日ごろ、そういった部分では今はなくなってきているのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） シルバーの方でございますが、なかなか1日つきっきりになるということだと、費用の面とか、なかなか難しい状況でございます。今お伝えしましたように、6時半から9時半とか、午後の1時から4時とか、そういうことで市民の方、マナーの向上といいますか、そういう指導をしながら対応していくようなことでやっていくというようなことで考えてございます。

以上でございます。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

○委員（実川圭子君） お疲れさまでした。

東大和市駅のところで、第四自転車駐車場、第四のところ、ナンバーでいくと③のところ最後に見たところですけども、やはりきょうはほどほどで整理をされていましたが、ふだん一番私が気になる場所だなというふうに思っているんですが、今も上北台駅の下は少し検討しているというお話があったんですけども、ここの第四自転車駐車場は29年3月までが今の契約、土地の契約ということなんですけども、その後何かどうするということか検討されているのかということが一つ、あとまたほかの駐輪場に関してもなんです

が、何か具体的にこういったことを検討しているという箇所がありましたら教えていただきたいと思います。例えばきょうの視察の中でも、玉川上水駅周辺のほうの臨時第三自転車駐輪場のところでは、歩道の北側よりも南側のほうがいいんじゃないかというような検討をしているというお話だったと思うのですが、何かほかの地区のところでも検討しているような、土木課として、課題として取り上げているようなところがあったら教えていただきたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） まず、東大和市駅の第四自転車駐輪場のその後の検討ということでございますが、今現在総合計画に基づきまして、受益者負担の適正化のあり方を含めた運営方法や、整備によります使用台数の検討などを行っているところでございますが、その中で今後西武鉄道さんの高架下の利用とか、そういうことを考えながら、そちらの第四自転車駐輪場につきましては、個人の土地でございますので、今後そのことを同時に、どうしていくかということを考えていきたいなということで考えてございます。

それから、ほかの駅の関係でございますが、今検討させていただいているのは、桜街道駅が基本的にもう駐輪する台数が根本的に少ないということで、新たな駐輪場の確保を考えてございます。上北台も同様でございますが、上北台も足らないような状況ですので、新たな駐輪場の確保を、どういう形で持っていくかということで検討させてもらっております。

また、玉川上水の駅につきましても、基本的に足らないような状況ですので、先ほど現地のほうでお話しさせていただきましたように、北側の歩道のところを南側に持っていくとか、あとは緑道等ございますので、そちらのほうに設置が可能なかどうか、その辺も含めて今検討しているようなところでございます。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） まだ、さまざま検討している途中だと思いますけれども、総合計画に基づいて、今も検討中であり、これからもしていくということなんですが、1点、自転車等駐車対策協議会、こちらとの検討の関係というのは、どういうふうになっているのか教えていただきたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 自転車等駐車対策協議会の関係でございますが、こちらのほう通常は年1回の協議会を開催させていただいているんですが、この自転車対策のほうで方針がある程度決まりましたら、回数何回になるかわかりませんが、対策協議会のほうにもお話しさせていただきまして、協議をさせていただきたいなということで考えてございます。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） ということは、大方の計画というか、そういったことは土木課のほうで練って、ある程度案ができれば協議会にかけて検討していくということでよろしいでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ただいま土木課長のほうから、対策協議会等の関係ということで、お答えさせていただきましたけれども、既に対策協議会のほうからは、市の駐輪対策について諮問したことに対する答申をいただいています。その答申の中で、課題をいただいておりますが、5つほどございますけれども、自転車利用の抑制、2つ目が市、事業者及び施設管理者等の役割分担、3つ目が受益者負担の適正化、4つ目が自転車等駐車場の環境改善、5つ目が市の負担軽減といったような課題に取り組むべきだということで答申をいただいております。これに基づきまして、ただいま土木課長のほうからお答えしましたように、内部で総合的な検討を行うということで進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

○委員（関田 貢君） 今回3カ所の駅周辺の駐輪場を見せていただいて、大変御苦労されているなというふうに思っています。大変市民の皆さんのために、市が努力して現状を改善しながらやっているというふうに思います。

私は、あと市が努力し、市民が利用して現況シルバー人材なんかも努力して使っているということについて、僕はもう少し利用者責任も明確にするという管理方法を導入して、無料の皆さんが東大和市で自転車に通勤されて駅を利用するということについて、登録制をしていただくという、その登録制とは僕は強いて言うならば、自転車の安全対策上、交通安全で自転車が市が交通事故があった場合、自転車保険を掛けていますね、お願いしていますね、それは任意ですね。ですから、そういう任意が万が一、自転車事故を起こしたときに保険の掛かってない事故っていうのは、僕なんか最近聞くんですね。ですから、私は駅利用する自転車に対して、東大和市の住民は自転車登録して、それで私は東大和市駅を利用する市民ですと、そういう登録制をとれば駅にどういった人たちが利用されて、そして今度は駅利用の改善をするときに、駅の近くの人が来て緊急で5キロ以内の人が来るとか、5キロ以上の人に乗ってくるとかというデータにも利用できるでしょうし、一足飛びに5キロ以内はだめですとか、そんなことは言えないので、市民の都合で便利で使うわけですから。ですから、駅、駅に市民が利用するときの管理責任を、市がこれだけ一生懸命駅前の整備、整理されて一般市民に御迷惑かけないように管理されているわけですから、今度は利用する側の管理してくださいという、お願いみたいな気持ちで、自分は東大和市の利用だと、ステッカーか何かを張って東大和市の市民は、こういうステッカー張った人は、ここへとめて、それで自転車管理をするということになると、お互いに整理されたり、される側、お願いしますということを管理責任という意味で、僕は市民にも何かの協力をお願いしたら、もっとスムーズにいくんじゃないかなというふうに思いますが、その辺どう思いますかね。

○土木課長（寺島由紀夫君） ただいまの関係でございますが、利用者責任ということで、市のほうでもそういうことは重要なことだということで考えてございます。ただ、今無料で運営しているような中で、そういう状況もなかなか難しいような状況だと思いますので、今後今自転車対策について検討しているところでございますので、その中でそういう登録制なんかも含めまして、検討していきたいなということで考えてございます。以上でございます。

○委員（関田 貢君） 今私なんかも自転車登録のことで他市の例を、先進市なんかを見に行ったときには、そういうことの進んだまちは登録制をしながら、今度はその登録して無料でしたときに、地域性がわかってくるんですね。この人は5キロ以内で来る、5キロ以上のところから来ると。そうしたときに、来たときに、駐輪場がいっぱいなときには、5キロ以内の人は次のときに順番制で今度はこの5キロ以内の人は、次に遠い人を前に持ってきて、そういう入れかえ、入れかえして利用者を公平にやっているということが先進事例なんかであるんですよ。だから、そういうところへ結びつくのに一足飛びにいかないんで、まず今回、私が感じたこととは、これだけ少ない駐輪場の場所に、あれだけの整理整頓をきちっとされている御苦労というのが、市もシルバー人材の力をかりて、これだけ管理されている行政として一生懸命やっている。だから、市民もその場所を利用しているという利用者責任というのも僕はあるんじゃないかと。そういうことを少しずつ明確にしながら、そういうことを今度は奥深く、それがステップだと。これ利用している人は東大和市に利用する、あるいは玉川上水を利用する、それぞれの武蔵大和の駅を利用するという自転車登録という意味では、僕はそれが最初のきっかけだと私は思うんですが、ぜひそういうような検討はしていかないと、管理ができないんじゃないかなと。管理は、じゃあどうしますかということになるんですよ。その辺、どういうふうに。

○土木課長（寺島由紀夫君） そのような検討も今後させていただきたいと思いますが、管理するに当たりまして、そこに職員を張りつけ、またシルバーの方になるかわかりませんが、そういう人の張りつけも必要になってきますので、そういうことになると、また費用もかかりますので、そういうことも含めて検討していきたいなということで考えてございます。

以上でございます。

○委員（森田真一君） 答申で5つの課題の中で、適正な利用者負担ということも上げられていて、それはそれで一般論としては、確かにそういう面もあるんですけど、一面で逆に言うと通勤等で公共交通もきちんと使いながら稼ぎに行かれているというような方にも、やっぱり一定の配慮は必要なんだと思うんですよね。ですから、利用者負担の問題と、この物理的な整理の問題は、なるたけ切り分けて、よく研究して考えていく必要があるんじゃないかということだけ、今の時点では意見として述べさせていただきたいと思います。

○委員長（佐竹康彦君） 答弁はよろしいですね。

ほかに何か質疑はございますでしょうか。

○委員（木戸岡秀彦君） すみません、あと1点ずっと気になっている点がございまして、先ほど桜街道の旧カシオ前の駐輪場ですけれども、桜街道は先ほど土木課長がお話したように、今後駐輪場も検討ということでされましたけども、やはりあふれている状況の中で、このカシオの前がいつもあいているんですよね、結構。何とか、こちらに誘導できないかという部分で、これは使用者のモラルの問題だと思うんですけども、何とかこちらのほうに誘導できるような、今までの方策といいますか、誘導に対して何か方策は今まで立てておりますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 今委員の方がおっしゃるように、桜街道の駅のところの駐輪場は満杯状態、カシオさんの前の駐輪場はちょっとすいているような状況が続いてございます。そのような中で、市のほうで対策として行っておりますのは、整理委託のシルバーの方に満杯のときにはカシオさんのほうの向こうの駐車場にとめてほしいということをお願ひしているのと同時に、案内板というんですか、案内板を駐輪場につけて、満杯のときにはカシオ側のほうにとめるようお願いいたしますというような案内板を張ってございますので、そういうことで今対応させてもらっているような状況でございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） 先ほど整理はされてはございましたけども、以前はあれプラス30台はあったと思うんですね。その30台がなくなっているのは、その30台はどこへ行ったのかなと私は思うんですけども、これカシオのほうは以前よりはふえている認識というのはありますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） ここ数年の状況を見てもみますと、ふえているとは感じてございませんので、あと数値上、年1回統計をとっていますが、そのときにもそんなに変わってございませんので、数年は変わっていないというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに質疑はございますでしょうか。

○委員（実川圭子君） 今のカシオの前のところなんですけれども、やっぱりどっちから来るからによってあると思うんですよ。そこのカシオさんの前を通って、桜街道に行く方は、そこにとめてもいいかもしれないんですけども、北のほうからとか来る人は、わざわざそこを通り越してまで、また向こうの遠いところに行くのかというところだと思うので、設置する場所とか、そういうのっていうのは本当に検討が必要なんだろうかと、

それは感想です。

○委員長（佐竹康彦君） 答弁はよろしいですね。

ほかに質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） それでは、質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

所管事務調査、自転車対策についてにつきましては、本日はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員長（佐竹康彦君） 次に、所管事務調査 都市計画道路整備事業の促進について、本件を議題に供します。

前回、7月23日の建設環境委員会において、今後の所管事務調査の進め方について協議した結果、以下の2点について委員から資料要求がありました。

1、幹線道路9路線及び区画街路2路線について、（1）完成された路線についての着工から竣工までの工期と、その間の事業費。（2）未完成の路線についての着工から中断までの工期と、その間の事業費。

2、計画の路線ごとに完成までに係るコストについて。

お諮りいたします。

ただいまの資料を本委員会として要求することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

なお、御用意いただく資料につきましては、可能な範囲でお願いしたいと思います。

○委員長（佐竹康彦君） 次に、特定事件調査 行政視察について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

本委員会において閉会中に行政視察を行うため、お手元に御配付いたしました特定事件調査〔行政視察〕のとおり、特定事件調査事項を決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま決しました特定事件調査事項を閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

次に、閉会中の委員派遣について、お諮りいたします。

ただいま決しました特定事件調査のため、委員派遣を行う必要があります。

よって、会議規則第96条の規定に基づき、お手元に御配付いたしました派遣承認要求書のとおり、議長に対して委員派遣承認要求をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（佐竹康彦君） これをもって、平成27年第5回東大和市議会建設環境委員会を散会いたします。

午前11時23分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 佐 竹 康 彦